

全国一斉生活保護ホットライン報告書

■実施概要

実施期間 2015年12月10日を中心とした日程
 実施弁護士会数 52弁護士会
 (47弁護士会は全国统一電話番号(フリーダイヤル)で実施, 5弁護士会は独自番号で実施)

■実施結果(回答のあった弁護士会=52弁護士会)

1 相談件数 1438

(参考)これまで当連合会が実施した生活保護が関係するホットライン等一覧の相談件数

	実施日	名称	相談件数
2006年	6月30日・7月1日	全国一斉生活保護110番	634
2007年	11月8日	全国一斉生活保護110番	約550
2008年	6月	非正規労働・生活保護ホットライン	約1300
2009年	3月9日	派遣切り・雇い止めホットライン	1000超
	7月4日～8月7日	雇用と生活 全国一斉無料法律相談会	約1800
	11月26日	子ども・女性・ひとり親世帯生活ホットライン	約700
	12月1日～12月25日	年末年越し『雇用と生活』全国一斉緊急総合相談	1000超
2010年	6月	子どもの貧困生活費・教育費ホットライン	548
	12月1日	雇用と生活ホットライン	1534
2011年	6月24日	雇用と生活問題ホットライン	303
2012年	11月28日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1832
2013年	2月1日前後	奨学金返済に関する全国一斉電話相談	453
	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	594
	10月23日	「全国一斉生活保護『水際作戦』ホットライン」	926
2014年	6月10日	全国一斉労働相談ホットライン	521
2015年	1月19日前後	全国一斉生活保護ホットライン	1085

2 相談体制

弁護士	ほか協力者
319	3

3 ホットラインを知った経緯

新聞	テレビ	ラジオ	ホームページ	SNS	チラシ	その他
143	685	123	19	9	21	90

4 相談者の年齢

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
1	7	32	110	208	315	324	414

5 相談者の生活状況

居宅	親族と同居	路上	生活保護施設	無料宿泊施設等	商業施設	その他	不明
871	51	5	8	0	3	40	417

6 相談者の世帯構成

単身世帯	複数世帯	不明
575	426	402

7 生活保護受給の有無

受給中	申請中	受給歴あり	受給歴なし
494	44	37	548

8 緊急性のある相談

(複数の事項に該当する場合、それぞれの内容についてカウント。なお、いずれの事項にも該当しない相談もあった。)

食べるものがない	ライフラインが止まっている	病院に行けない	住居を追い出されそう	ホームレス状態にある	所持金が乏しい	その他
10	4	21	11	11	13	82

9 生活状況の変化

厳しくなった	変化はない	楽になった
192	65	1

10 法改正による影響

なし	あり	不安の訴え	基準の引き下げ	住宅扶助	冬季加算	生活扶助
		144	68	30	28	24
502	171	申請手続の厳格化	扶養義務者に対する扶養圧力の強化	生活保護の相談に行ったら困窮者支援に回された	不正受給対策の強化	その他
		7	9	1	7	69

11 違法性

明らかに違法	可能性が高い	適法・判定できない
22	80	421

12 その他の生活保護相談

一般的な問合せ	一般的な苦情	その他
520	85	83

13 相談結果

終了	継続・受任	相談担当者の連絡先を教えた	他機関紹介
1044	25	47	209

※回答のあったもののみカウント。

2015年12月10日を中心に実施

全国一斉生活保護ホットラインに寄せられた「声」

これまで行ってきた生活保護ホットラインと同様に、「仕事を見つけなければ生活保護を廃止する」、「持ち家があるから生活保護が認められない」、「『世帯の同一性』がないのに、あるとして生活保護が認められない」、「障害があるため自動車がないと移動ができないのに、自動車の保有，利用を認めない」など、福祉事務所の対応が違法または違法の可能性のある相談が未だに散見されました。

住宅扶助基準が引き下げられたことにより、生活基盤である住居について転居を迫られる不安の声も寄せられています。

特に、今回は、今はまだ生活保護を利用していないものの、低年金無年金のため近い将来の生活に不安を抱いている高齢者からの相談が多いのが特徴でした。相談者の高齢化の傾向は、別紙「被保護者及び相談者の高齢化の傾向」のとおり、数字でもはっきりと裏付けられました。

【住宅扶助基準の引き下げ】

○単身高齢者世帯：これまで長年にわたり住宅扶助基準の範囲内である住宅に住んでいたが、住宅扶助基準が3000円引き下げられたことで、ケースワーカーから転居の指導を受けている。徒歩5分に主治医がいるが転居しなければならないのか。

○生活保護受給中。住宅扶助基準引き下げに伴い、次回更新時に住み慣れた賃貸住宅を転居せざるを得ない。

→住宅扶助の引き下げが行われましたが、例えば、転居により通院・通所・通勤・通学に支障を来すなどの事情がある世帯には引き続き旧基準額を適用する（つまり、従来と同じ住宅扶助費を支給し、転居指導もしない。）などの経過措置が設けられています。一律な対応は、違法の可能性がります。

【申請権の侵害に該当すると思われる事例】

以下のいずれの事例についても、申請の意思を明確にしているのに申請書すら渡さないのであれば、申請権侵害であって違法です。一定の要件を満たした場合には、法テラスへの委託援助事業を利用した弁護士による申請代理・申請同行が可能です。

○DVから逃れるため他県に転入し，支援者宅に厚意で住ませてもらっている。しかし，生活保護の相談に行っても，「働け」と言われるだけで，追い返される。DVやストーカー被害のことや，病気で働きにくいことを説明しても取り合ってくれない。

○子ども2人と同居。貯金もなく年金のみで生活しており，子どもの一人は稼働能力がない。申請に行ったが，もう一人の子どもを働かせるように言われ，申請につながらない。

→働ける年齢とされる65歳未満であっても，病気で働く能力がなかったり，若くて健康であっても，仕事を探しても見つからない場合には，生活保護を利用することが可能です。

○国民健康保険の担当者から生活保護を受けるように指導され，3回ほど市役所に行ったが，いまだに申請書をくれない。担当者が「月に1～2万円増えるだけだ。」などと言う。保護受給権があることを理解しているのに対応してくれない。

○手持ちの現金が5万円，銀行に10万円しかないのに生活保護の申請はできないと言われた。

○80代：家賃2万円代で，収入は老齢年金と遺族年金で月額7万円のみ。冬になって暖房費に回すお金がなく，生活が厳しい。「貯金が3万円あるので生活保護は受けられない。」と言われた。

→最低生活費の1か月分以上の所持金があれば生活保護を利用することはできませんが，1か月分未満の所持金で他の収入や資産もないのであれば，生活保護は必要と判断されます。暖房費に対応するため，冬季加算もあります。

○疾患のある兄弟を援助しているが，大変なので本人に生活保護の申請をさせたところ，今後も援助を続けてもらうように言われ，生活保護の申請を断られた。

○80代独身：生活保護を2回申請したが，甥姪に扶養してもらえといわれて断られた。年金は2月で10万円弱。

→扶養義務者の扶養は，生活保護を受給するための要件とはされておられません。し

たがって、「まず扶養義務者に援助を求めなければ保護は受けられない」など，親族による扶養を保護の前提条件とする対応は違法です。

○夫とは別居し，2年以上経っている。月に2万円の収入しかないので，生活保護の申請をしようとしたところ，夫がいるので，生活保護は受けられないと言われた。

→別居した夫が戻ってくる可能性がないのであれば，夫と別世帯として生活保護の要否判定がなされるべきです。また，実際に援助を受けられていないのに「援助を受けられるはずだから生活保護を利用させない」ということはできません。

○生活保護の申請をしようとして市役所に行ったが，車を所有しているので生活保護を受けられないと言われた。持病があり，車がないと通院が困難。

○妻と同居，年金収入のみ。身体障害1級でガン治療のため月に最低2回通院。市からは，車を保有していると生活保護は受けられないと言われた。

→保護適用後，所有する車は，原則として処分することが求められます。もっとも，国の通知でも，車の価値が低く，障害者の通勤・通院に必要であるなど一定の要件を満たせば，車を保有したまま生活保護を利用することが認められる余地があります。

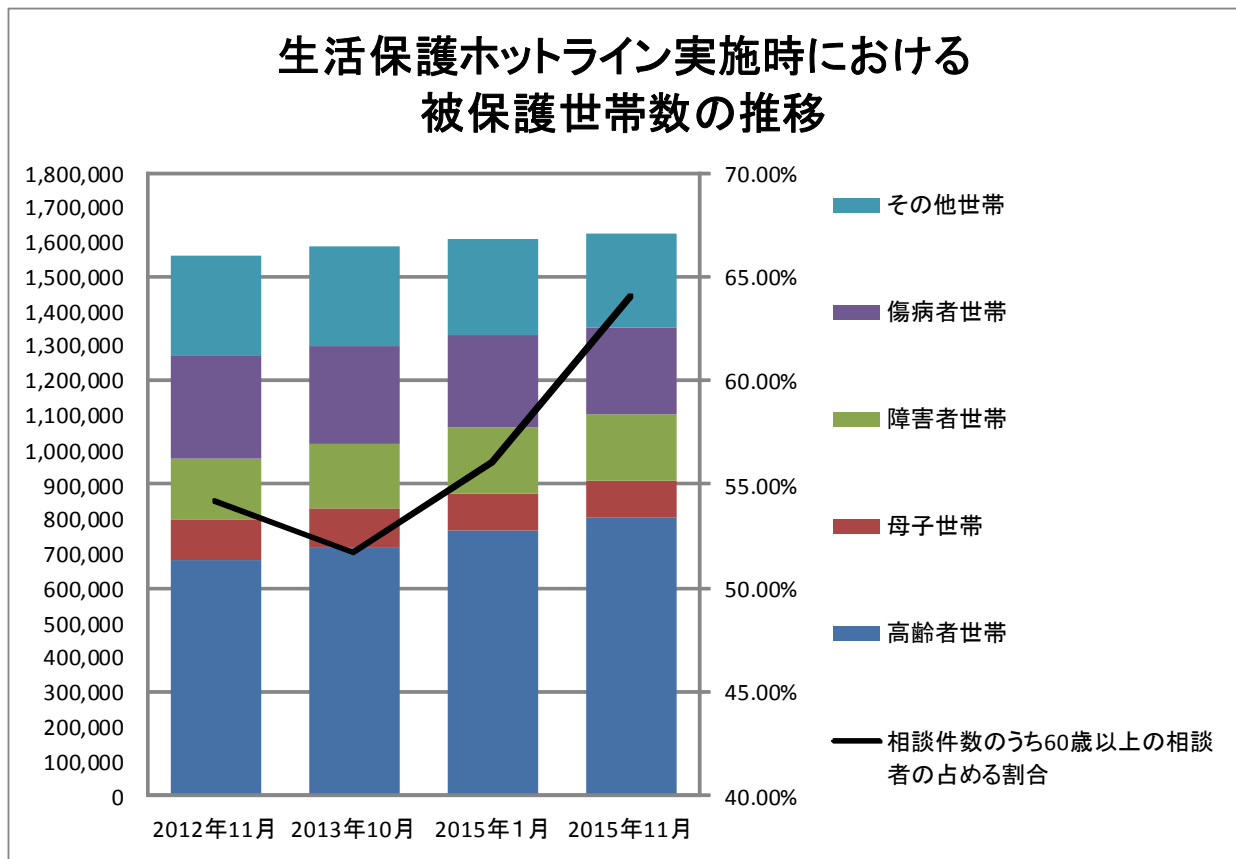
○今年，夫が亡くなった。国民年金1人分になってしまった。「(生活保護が)受けられるか」と聞いたが，「家を売らないと」と言われた。「家の中全部くまなく調べる」と言われた。月5万円しか年金がない。

○土地を所有しているが，生活保護を受けることはできるか。

→住宅ローンがある場合を除いては，持ち家は，高価(地域によって異なりますが，時価2000万～3300万円程度が一つの目安となります。)でない限り，処分しなくても保護を利用できます。また，仮に持ち家等の資産を処分しなくてはならない場合でも，処分に時間がかかり，現在生活ができないのであれば，生活保護を受給してから資産を処分することで足ります。

ほか特徴的な声	
不安の声 (未受給者)	無年金のため，アルバイト収入月 8 万円程度。病院代がかかり，今後生活していけるか不安。どのくらいの収入になれば，生活保護を受けられるのか（高齢者夫婦 2 人世帯）。
	持ち家に住んでいるが生活保護は受給できるか。働いているが生活費がたりない。働いていても生活保護を受給できるか。
	失業中。昨日離職票もらった。貯金はない。妹に食事の援助してもらっている。電気・ガスも止まっている
	夫婦で生活しているが，病気のため仕事ができなくなり，貯金も年金もない。
不安の声 (受給者)	単身。糖尿病のため 1 時間程離れた病院へ電車バスを乗り継ぎ通院中。生活保護基準が引き下げられたことに加え，物価が上がっているので，食事は炭水化物中心で，おなかを満たすだけになっている。衣類を買うことが出来ず 1，2 枚を着回して生活している。
	生活保護費が減額になって生活がとても苦しい。高齢のため働けず，収入の増加も見込めない。
	冬季加算が約 5000 円下がった。これをためて冬を乗り切っていたのに，これでは生活できない。住宅扶助（2 万円台）よりも 2000 円高い家賃のアパートに居住しており，市営住宅に移りたいが，要件を満たさないと入居できない。切り詰めて生活しているが，とても苦しい（40代）。
	東日本大震災後，住宅扶助の額を超える家賃の物件しかない。住宅扶助費引き下げにより，基準内で入居できる物件がなくなってしまった。
	生活が厳しくなり，生活費の節約のため，暖房を使わず，電気毛布にくるまっている（50代）。
	持ち家に 1 人で暮らしているが，生活保護 4 万円と年金 2 か月に 4 万円では生活できない（60代）。
	生活保護をやめたい。自由度が低い。どこかに行くこともできない。体調不良で仕事もないので，生活保護をやめると困るが，生活保護は嫌なのでやめたい。どうしていいかわからない。
	冬季加算が下がったので，家におらず，図書館で時間をつぶしている（70代）。

被保護者及び相談者の高齢化の傾向



被保護世帯数（厚生労働省「生活保護の被保護者調査」より）

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯
2012年11月	680,257	115,423	179,277	297,847	287,933
2013年10月	719,421	112,057	183,130	283,199	288,630
2015年1月	765,735	109,337	188,400	267,829	279,379
2015年11月	803,846	104,850	190,724	252,905	271,211

日弁連生活保護ホットライン相談者の年齢（不明者除く）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	総数
2012年11月	1 0.07%	19 1.33%	80 5.61%	239 16.75%	315 22.07%	446 31.25%	327 22.92%	1427 100.00%
2013年10月	0 0.00%	8 1.23%	48 7.36%	102 15.64%	157 24.08%	173 26.53%	164 25.15%	652 100.00%
2015年1月	2 0.26%	19 2.45%	33 4.26%	106 13.70%	180 23.26%	228 29.46%	206 26.61%	774 100.00%
2015年12月	1 0.10%	7 0.70%	32 3.21%	110 11.03%	208 20.86%	315 31.59%	324 32.50%	997 100.00%